

見積説明書

1 ホームページ公開日

令和8年9月29日（火）

2 契約担当

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目1番地14

住友生命札幌中央ビル6階

一般財団法人札幌市職員福利厚生会 総務係 松本

電話・メールアドレス 011-252-9992 mail@sapporo-fukuri.or.jp

3 見積合せに付する事項

調達件名	川下グラウンド既設ベンチ等収集運搬・処分業務（単価契約）
規格・仕様等	仕様書のとおり
見積等方法	☐ 一堂に会する見積 ☒ 全員送付による見積 ※送付期限 令和8年10月15日13時まで（必着）
見積・開被日時	令和8年10月15日13時15分
見積・開被場所	一般財団法人札幌市職員福利厚生会会議室

4 見積の手続き等

(1) 見積の方法

☒ 総価で行う。

☐ 単価で行う。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（総価の場合、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって決定額とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積の無効

見積の条件に違反した者の見積、本会の契約事務に関する規程第8条各号の一に該当する見積及び札幌市職員福利厚生会入札参加者説明書第8項各号の一に該当する見積は無効とする。

- | | |
|-----------|---|
| (3) 見積書様式 | 別添「見積書」により見積すること。 |
| (4) 見積の代理 | 代表者以外の者が見積する場合は、当該代表者から代理人へ委任を行う旨を記載した別添「委任状」を提出すること。 |
| (5) 再度の見積 | 再度の見積は原則として2回までとする。 |
| (6) 見積の辞退 | 見積は見積書を提出するまではいつでも辞退できる。また、当該辞退により不利益な扱いを受けることはない。 |
| (7) 遵守事項等 | 別紙「札幌市職員福利厚生会入札参加者説明書」に掲げる事項を遵守すること。 |

5 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

- (1) 提出方法
書面による持参、送付又はメール（mail@sapporo-fukuri.or.jp）により提出すること。
- (2) 提出先及び提出期限
上記2の契約担当へ、上記1の告示の日から令和8年10月6日（火）の12時00分までに提出すること。
- (3) 回答書の閲覧
令和8年10月9日（金）13時以降、上記2の契約担当にて閲覧に供するとともに、本会ホームページに掲載する。

6 契約の手続き等

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 契約条件等 | 別添「契約書案」のとおり |
| (2) 契約保証金 | 不要 |
| (3) 契約書又は請書の作成 | 要 |

7 送付による場合の見積書の提出方法

- (1) 持参する場合
封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開被日時及び調達件名を記載し、上記2あてに送付期限までに提出すること。
また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せずに提出すること。
- (2) 送付する場合
二重封筒とし、見積書を入れる封筒は(1)のとおり記載すること。外封筒には見積者の氏名（法人

の場合はその名称又は商号)を記載すること。

また、代理人が見積する場合にあっては、委任状は見積書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積は認めない。

8 見積参加資格

以下の要件を満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 「収集運搬」は北海道知事または札幌市長の、「処分」は処分場所を管轄する首長の許可を受けた者であり、許可の範囲に、「金属くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を含むこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの見積に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での見積参加を希望していないこと。
- (7) 札幌市内に事業所（本店又は支店・営業所等）を有する法人であること。
- (8) 札幌市税の滞納がないこと。

9 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、本会に対して参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を含める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (1) 提出場所
上記 2 に同じ。
- (2) 提出方法
持参、送付又はメール（mail@sapporo-fukuri.or.jp）により提出すること。